



全理連 賠償責任補償共済制度

【賠償責任保険普通保険約款・賠償責任保険追加条項・施設所有管理者特約条項・生産物特約条項・
受託者特約条項・全国理容生活衛生同業組合連合会用追加条項 他】



賠償責任補償共済

お客さまと理

加入資格

組合員のみが加入できます。 毎月1日に加入できます。

加入日

保険期間

保険期間は1年間(7月1日午後4時*~翌年7月1日午後4時)です。(中途加入された場合も、保険期間は7月1日までとなります。)毎年掛金の払込みをもって自動的に更新します。
*新規加入の場合は、午前0時となります。

掛金(年額)

掛捨て

組合全員加入の場合	1,300円
個人加入の場合	1,400円

※組合全員加入とは、7月1日現在における組合員(組合単位)の95%以上が、本制度に加入している場合です。
※掛金は本制度の運営費(全員加入の場合380円、個人加入の場合480円)および保険料(920円)で構成されています。
※制度運営費は本制度運営にあたって発生する費用に使用されます。

補償内容

1. 被害者に対して支払う損害賠償金

治療費、文書料、慰謝料、修理費、代替品購入費、クリーニング代などが対象となります。

2. 損害の防止・軽減に必要な費用

応急手当費用、病院への護送費用など

保険金額

身体賠償 事故	1名につき 3,000万円	財物賠償 事故
	1事故につき 6,000万円 <small>※生産物に関する補償は補償期間を通じて6,000万円まで</small>	

補償の対象となる主な事故例(理容店側の不注意(過失)による事故が原因となるもの)

理容店の業務を原因とする事故

施術中に誤って顧客にケガや火傷をさせたり、衣類等を汚したりしたとき。



エステ(BBエステティック)中に不注意により、顧客の顔面や身体が皮膚炎を起こしたり、損傷したりしたとき。



理容店の設備に起

サインポールや看板をきちんと設置していなかったために、倒れて第三者にケガをさせたとき。



顔そり後、化粧品や薬液等の使用により顧客の頭部や顔面が皮膚炎を起こしたり、損傷したりしたとき。



訪問理容業務(施術)中に誤って顧客にケガや火傷をさせたり、衣類等を汚したりしたとき。



店内の設備(器具ケース、ショーケース、棚等)がきちんと管理されていないために倒れたり、落下したりして顧客がケガをしたとき。



※上記以外に理容店側の過失がない場合でも、顧客が店舗内でケガをしたり、ケガが原因で死亡した場合に治療見舞金や死亡見舞金を支払います。
※損保ジャパンが理容店の方に代って、直接お客さまと示談交渉することは、弁護士法で禁じられています。

補償の対象とならない主な事故例

- 1 加入者(店主)、またはその代理人および使用人(従業員)の故意による事故
- 2 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動(テロ行為を除きます。)
- 3 地震、噴火、洪水、津波、またはこれらに類似の自然変象による事故
- 4 同居の親族、使用人(従業員)に対する事故
- 5 施設の建設、改築、修理等の工事に起因する事故
- 6 理容店の所有、使用、もしくは管理する自動車に起因する事故
- 7 有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗難に起因する事故(ただし、時価額5万円以下のアクセサリ類については補償します。)

- 8 自動車、バイクの盗難事故(その付属品、車内等の荷物の盗難も不可)
- 9 店主および店主使用人が顧客の自動車を移動中の事故
- 10 専用駐車場等がない間に発生した自動車、車両または自転車の盗難、紛失、および破損した事故
- 11 仕上がり不良(毛髪の切り過ぎ、髪型、毛染の色、眉毛、口ひげの剃り落とし等)に起因する事故
- 12 まつ毛パーマに起因する事故
- 13 連合会が定める所定の研修を終了していない者が行うBBエステ業務に起因する事故
- 14 BBエステの結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- 15 脱毛行為(鼻毛ワックス脱毛含む)に起因する事故

※詳細につきましては、P4をご覧ください。

など

容店のためのきめ細やかな補償

3. 争訟費用

争訟費用(弁護士費用など)は、すべて事前に損保ジャパンの承認が必要です。訴訟、仲裁、和解、調停となる場合、またそれらが予想される場合は速やかにご報告ください。

1事故につき **300万円**
※生産物に関する補償は補償期間を通じて300万円まで

現金盗難 1事故につき **1万円**

自己負担額(免責金額)：なし

因した事故



床が濡れてすべりやすい状態であることを放置していたため、顧客等が転んでケガをしたとき。



顧客より預かった現金、受託物の事故

顧客より預かった携帯品(メガネ、傘、衣類等)の盗難、紛失、き損および現金(1事故1万円、保険期間中500万円限度)が盗難にあったとき。



もし事故が起こったら

■事故の状況に応じて、被害者への応急手当を行ったり、また病院へ護送するなど適切な対応をお取りください。

①なお、この段階でお客さまから示談金の意味で現金を要求される場合がありますが、絶対に現金は支払わないでください。

②お支払いする保険金が決定する前に示談しますと、全額補償されない場合がありますので、お支払いする保険金が決定してから示談してください。

③もし脅迫や営業妨害されるなど、危険が生じたらただちに警察および支部・組合に連絡してください。

■事故が発生したら、速やかに支部・組合へ事故の状況を報告してください。

■身体賠償事故の場合は、内容によっては被害が大きく賠償額も大きくなる場合がありますので特にご注意ください。

■事故報告書(所定用紙)には、事故の状況を詳細にご記入ください。



■財物賠償事故の被害品が回収されない場合は、補償額が減額されることがありますので、被害品は必ず回収して写真を撮っておいてください。メガネレンズの破損についても、必ず理容店および組合で、被害品を保管してください。



訪問理容中に起こる事故とお支払い可否のガイドライン

有責・無責かは理容業務中か否かで決まります。

可 のとき

病院・福祉施設・自宅など

- ・施術中の身体事故
※第三者であれば顧客・付添者を問わず
- ・施術中に椅子から洗面台へ移動する時の補助の不注意による身体事故
※理容業務中と判断
- ・理容業務中に床をヘアダイで汚損した財物事故
※理容業務中の不注意と判断
- ・預かった顧客の財物(眼鏡など)に対する賠償事故
※受託者賠償
- ・車椅子のお客さまを理容施術のため別部屋へ移動する時の、不注意による身体事故
- ・エレベーターで移動中の不注意による身体・財物事故

不可 のとき

自動車で搬送 身障者を自動車で搬送中の身体事故

海外 海外の訪問理容における事故

※本共済は幹事引受会社である損保ジャパンの賠償責任保険の支払いをもって共済給付とするもので、保険約款に基づいて給付金をお支払いします。本パンフレットは当該保険契約の内容説明を兼ねており、この場合共済制度は賠償責任保険と読み替えます。

お支払いする保険金の種類と内容

保険金の種類	内容						
①損害賠償金	<p>損害賠償請求権(被害者)に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。</p> <p>身体賠償事故の場合…治療費、医療費、慰謝料など 財物賠償事故の場合…修理費、再調達に要する費用など ※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> <p>被保険者が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、お支払いの対象となりません。</p> <p>■次の損害につきましては、それぞれの保険金額の限度内(内枠)で個別のお支払限度額が設定されています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補償区分</th> <th>被害の内容</th> <th>お支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受託物賠償補償</td> <td>受託物の損傷・紛失・盗取・詐取など</td> <td>受託物の時価*</td> </tr> </tbody> </table> <p>*財物の損壊が発生した地および時において、財物の損壊がなければ有したであろう価額をいいます。 *受託現金につきましては、1事故につき1万円(保険期間中500万円)が限度となります。</p>	補償区分	被害の内容	お支払限度額	受託物賠償補償	受託物の損傷・紛失・盗取・詐取など	受託物の時価*
補償区分	被害の内容	お支払限度額					
受託物賠償補償	受託物の損傷・紛失・盗取・詐取など	受託物の時価*					
②損害防止費用	被保険者が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。						
③緊急措置費用	損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。						
④権利保全行使費用	被保険者が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。						
⑤争訟費用	被保険者が事前に損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。						
⑥協力費用	被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパンが必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパンに協力するために支出した費用をお支払いします。						
⑦事故対応特別費用	補償対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)をお支払いします。ただし、保険期間中1,000万円を限度とします。						
⑧被害者対応費用	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞品の購入費用をお支払いします。ただし、被害者1名(法人の場合は1法人)につき、対人見舞費用1万円(消費税別、死亡は10万円)、保険期間中1,000万円を限度とします。なお、現金による被害者への見舞金は対象外となります。また、受託物賠償補償につきましては、お支払いの対象外となります。						
⑨第三者医療費用	<p>特約条項に規定する事故または施設に隣接する道路における事故により第三者に身体の障害が発生し、記名被保険者が医療費用および葬祭費用を実際に支出することにより被る損害に対して、被害者1名について10万円を限度、1事故・保険期間中1,000万円を限度に補償します。なお、受託物賠償補償につきましては、お支払いの対象外となります。</p> <p>【ご注意】第三者医療費用をお支払いした後に、法律上の損害賠償責任を負担された場合は、既にお支払いした第三者医療費用は「①損害賠償金」に充当されます。</p>						

※②から⑨の損害については、結果的に被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いの対象となります。

※②～⑥までを合算して保険金額が限度となります。

重要事項等説明書

契約概要のご説明と注意喚起情報のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

「全理連賠償責任補償共済制度」のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み：この商品は賠償責任保険普通保険約款に賠償責任保険追加条項、施設所有管理者特約条項、生産物特約条項、受託者特約条項・全国理容生活衛生同業組合連合会追加条項等をセットしたものです。

■保険契約者：全国理容生活衛生同業組合連合会

■保険期間：2026年7月1日午後4時(新規加入の場合は午前0時)から1年間となります。

■申込締切日：2026年6月30日まで(連合会着)

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者：全国理容生活衛生同業組合連合会の組合員にかぎりず。

●被保険者：①貴店(記名被保険者)、②貴店の役員および使用人

※②は、貴店の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

●お支払方法：掛金は、各組合・支部で定められた所定の方法および期日までにお払込みください。(一括払)

●お手続方法：添付の加入申込書に必要事項をご記入のうえ、所属組合までご送付ください。

既加入者については、毎年、掛金の払込みをもって自動的に更新しますので、前年と同等条件で継続加入を行う場合は加入申込書の提出は不要です。続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した異動通知書の提出が必要となります。

●中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしております。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日から2027年7月1日午後4時までとなります。

掛金につきましては、補償開始月の前月末日までに所属組合を通じて連合会へ送金してください。

●中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の所属組合までご連絡ください。

●満期返れい金・契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【保険金をお支払いする主な場合】

(1) 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害のうち、次の①から③に掲げる損害について保険金をお支払いします。

- ① 施設所有管理危険に起因する損害 ② 施術終了後における施術の結果に起因する損害
- ③ 受託物危険に起因する損害。ただし、受託物について正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することにより被る損害にかぎりず。

(2) 上記の損害のうち、次の①から③までに掲げる事由に起因する損害にかぎりず。

- ① 記名被保険者の理容所およびその理容所に付属する設備の所有、使用、管理 ② 記名被保険者が日本国内で行う理容業務
- ③ 記名被保険者が日本国内で行うエステティック業務

※記名被保険者の理容所内において、客が所持する財物の紛失、盗取および搾取について、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害は、(1)①の損害とみなします。

【保険金をお支払いできない主な場合】

【共通【賠償責任保険普通保険約款】】

- ① 保険契約者または被保険者(これらの者が法人である場合は、その役員とします。)の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者と世帯を同じくする親族^(※)に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。
(※)親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
なお、配偶者には次の者を含みます。
 - ・ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの
 - ・ 戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者
- ⑤ 記名被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥ 排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

【共通【賠償責任保険追加条項】】

- ① 原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- ② 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ③ 汚染物質の排出、流出、いっ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
- ④ 医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- ⑤ 記名被保険者が所有、使用または管理する財物^(注)の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
(注)「管理財物」とい、記名被保険者の所有財物、受託財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物)または作業対象物のことをいいます。
- ⑥ サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます)
- ⑦ 修理または加工(被保険者の技術水準が一般的な技術水準に達していないことによる仕上げ不良を含みます。)に起因する賠償責任
- ⑧ 冷凍・冷蔵装置の滅失、損傷、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊等に起因する賠償責任
- ⑨ 冷凍・冷蔵装置からの冷媒等の漏出、いっ出、漏えい等のために生じた受託物の損壊等に起因する賠償責任
- ⑩ PFASに起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。) など

【施設所有管理者特約条項】

- ① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任
- ② 航空機、昇降機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車を含みます。)または施設外における船、車両(自動車および原動力がもたらす人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任
- ③ 屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後をいいます。)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任を除きます。
- ⑤ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
- ⑥ 支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑦ 次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任
ア. 記名被保険者の役員または使用人 イ. 記名被保険者の下請負人
ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など

【昇降機特約条項】

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。
- ② 昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する賠償責任
- ③ 支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任
ア. 記名被保険者の役員または使用人
イ. 記名被保険者の下請負人
ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など

【生産物特約条項】

- ① 生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった箇所をい

い、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。)

- ② 記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。
- ③ 被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 など

【受託者特約条項】

- ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人(記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。
- ② 被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。
- ③ 受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任
- ④ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤ 受託物が委託者に引き渡された日からその日を始めて30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑥ 次のアからエの受託物が、法令に定められた運転資格もしくは操縦資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間または道路交差法(昭和35年法律第105号)に定める酒気を帯びた状態の運転者もしくは操縦者によって運転もしくは操縦されている間に発生した受託物の損壊に起因する賠償責任
ア. 自動車 イ. 車両(自動車および原動力がもたらす人力のあるものを除きます。)
ウ. 船舶(船舶類をいい、ヨット、モーターボート、カヌー、水上バイクおよびボートを含みます。)
エ. 航空機 など

【第三者医療費用担保追加条項】

- ① 保険契約者または被保険者(これらの者が法人である場合は、その役員とします。)の故意
- ② 医療費用または葬祭費用を受け取るべき者(被害者を含みます。)の故意。ただし、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額にかぎりず。
- ③ 記名被保険者もしくは記名被保険者の使用人等または医療費用もしくは葬祭費用を受け取るべき者(被害者を含みます。)の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
- ⑤ 被害者の心神喪失
- ⑥ 被害者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、保険金を支払うべき身体の障害によるものである場合は、この規定を適用しません。
- ⑦ 医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- ⑧ 施設を継続的に占有している者またはその者の業務の従事者が被った身体の障害
- ⑨ 運動競技に参加している者が被った身体の障害 など

【全国理容生活衛生同業組合連合会追加条項】

- ① 脱毛行為
- ② 外科的手術、薬品の投与またはそれらの指示
- ③ 全国理容生活衛生同業組合連合会が定める所定の研修を修了していない者が行うエステティック業務
- ④ 被保険者が法令に違反して行った業務に起因する事故
- ⑤ 髪の毛の切りすぎ、髪型不良、毛染めの色違いまたは眉毛および口ひげのそり落としなどの仕上げ不良に起因する事故
- ⑥ 被保険者が借用する不動産に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 専用駐車場等^(注1)にない間に発生した自動車、車両または自転車の財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- ⑧ 専用駐車場等^(注1)にある自動車または自転車の当て逃げ事故^(注2)により発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- ⑨ 専用駐車場等^(注1)にある自動車に発生した財物の損壊のうち盗取、搾取および紛失に対して負担する損害賠償責任
- ⑩ 受託物のうち自動車の使用不能に対して負担する損害賠償責任
- ⑪ 有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型、その他これらに類する受託物^(注3)に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- ⑫ 宝石または貴金属^(注4)に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- ⑬ アクセサリー^(注5)に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- ⑭ 現金による見舞金での被害者対応費用 など
- (注1) 専用駐車場等とは、理容所の専用駐車場および専用駐輪場をいいます。
(注2) 当て逃げ事故とは、加害者が判明しない事故をいい、いたずらによるものを除きます。
(注3) その他これらに類する受託物に、金型は含みません。
(注4) 宝石または貴金属とは、時価が5万円以下の宝石または貴金属を除きます。
(注5) アクセサリーとは、宝石および貴金属には該当しないピアス、ネックレス、ブローチ、イヤリングなどの装身具をいいます。
ただし、時価が5万円以下のアクセサリーは除きます。

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 全理連賠償責任補償共済制度は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。
- 加入申込書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入申込書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社(幹事) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社	引受割合につきましては、全理連または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入申込書等にてご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の

- 保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。
①保険期間が1年以内のご契約
②営業または事業のためのご契約
③法人または社団・財団等が締結したご契約
④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 など
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、取扱代理店または損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時^(※)に始まり、末日の午後4時^(※)に終わります。
(※)加入申込書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入申込書等にてご確認ください。
- この保険の最低保険料^(注)は加入申込書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- 本制度では制度運営の健全性維持およびサービス提供のため、お客様の事故に関する情報(事故状況や支払保険金など)を引受保険会社が団体契約者である全国理容生活衛生同業組合連合会に提供いたします。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパン(以下、「当社」といいます。))は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等(以下、「当社業務」といいます。))を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
①当社が、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。
④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者(保険の対象となる方)の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限ります。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については当社公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、取扱代理店または損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
〈告知事項〉
 加入申込書等および付属書類の記載事項すべて
- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
 (注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。
 - ①記名被保険者 ②業務内容 ③損保ジャパンが加入申込書以外の書面で告知を求めた事項
 - ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入申込書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注) 加入申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等
 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を、遅滞なく損保ジャパンまでご連絡ください。

《賠償責任保険》

- ①事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - ②上記①について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ③損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。
 ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。
 - この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
 - 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。
 - 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票	など
②	事故(災害)日時・事故(災害)原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、操業状況等報告書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書	など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ③生産物回収等による事故の場合 売上高等営業状況を示す帳簿(写)、決算資料、支出を免れた経常費の内訳資料、修理工程表、修理見積書、領収書、写真	など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書	など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書	など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための資料	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払いの期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式サイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式サイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

補償内容・加入手続きに関してのご相談窓口

[取扱代理店]

損保ジャパンパートナーズ株式会社

団体職域第二部

〒163-0417 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング17階

TEL 03-6279-0654 FAX 03-6279-0695

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号：03-4332-5241(全国共通)

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 0120-727-110

(受付時間) 24時間365日

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

●このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

各都道府県理容組合 電話番号一覧

北海道 011 - 621 - 4648	神奈川 045 - 771 - 3422	大阪 06 - 6358 - 0071	徳島 088 - 623 - 7273
青森 017 - 734 - 8437	埼玉 048 - 542 - 6572	京都 075 - 841 - 2558	愛媛 089 - 923 - 5567
秋田 018 - 800 - 6258	山梨 055 - 233 - 8778	滋賀 077 - 510 - 1010	高知 088 - 875 - 6709
山形 023 - 645 - 3525	東京 03 - 3954 - 8291	奈良 0742 - 22 - 2780	福岡 092 - 751 - 5948
岩手 019 - 622 - 8774	長野 0263 - 33 - 6650	和歌山 073 - 444 - 5400	熊本 096 - 372 - 1818
宮城 022 - 374 - 4333	静岡 054 - 253 - 4417	兵庫 078 - 577 - 1881	鹿児島 099 - 226 - 3636
福島 024 - 923 - 2016	愛知 052 - 741 - 4088	岡山 086 - 225 - 3071	佐賀 0952 - 23 - 8793
群馬 027 - 221 - 9804	岐阜 058 - 264 - 2595	広島 082 - 296 - 1001	長崎 095 - 824 - 2033
栃木 028 - 622 - 3517	三重 059 - 226 - 6300	山口 083 - 973 - 0051	大分 097 - 574 - 6611
新潟 025 - 223 - 0992	石川 076 - 232 - 2362	島根 0852 - 21 - 8865	宮崎 0985 - 27 - 6511
茨城 029 - 225 - 2521	富山 076 - 441 - 0604	鳥取 0857 - 27 - 7204	沖縄 098 - 863 - 8045
千葉 043 - 242 - 5415	福井 0776 - 61 - 2443	香川 087 - 834 - 7649	



全国理容生活衛生同業組合連合会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4

TEL 03-3379-4111 FAX 03-3378-9864

受付時間：平日の9:00～17:00

(土日、祝日、年末年始を除きます。)

全理連ホームページアドレス <http://www.riyo.or.jp>

<取扱代理店>

損保ジャパン パートナーズ株式会社

団体職域第二部

〒163-0441 東京都新宿区西新宿2-1-1 三井ビルディング41階

TEL 03-6279-0654 FAX 03-6279-0695

受付時間：平日の9:00～17:00(土日、祝日、年末年始を除きます。)

<幹事引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-5137

受付時間：平日の9:00～17:00(土日、祝日、12/31～1/3を除きます。)

(SJ26-02102 2026年6月12日作成)